第八款　内部格付手法の採用及び継続使用のための連結自己資本規制比率

（内部格付手法の採用及び継続使用のための連結自己資本規制比率）

第二百十六条　内部格付手法を用いる最終指定親会社については、連結自己資本規制比率（第三条の算式により得られるものに限る。）が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

第九款　株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件

（株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認）

第二百十七条　内部格付手法採用最終指定親会社は、第百四十三条第七項（第百四十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する内部モデル手法を用いようとする場合は、金融庁長官の承認を受けなければならない。

（承認申請書の提出）

第二百十八条　内部モデル手法の使用について前条の承認を受けようとする最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　当該最終指定親会社が用いる内部モデルの手法及び内部モデル推計値の利用方法が、次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

（内部モデル手法の承認の基準）

第二百十九条　金融庁長官は、内部モデル手法の使用について第二百十七条の承認をしようとするときは、承認申請書を提出した最終指定親会社等が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　リスクの定量化に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

二　内部統制に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

三　検証に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

2　前項第一号の「リスクの定量化に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　内部モデルに基づき算出された損失額が、当該最終指定親会社等が保有する株式等エクスポージャーの長期のリスク特性に関連する市況の悪化に対して頑健なものであること。

二　株式投資の収益率分布を導出するに当たって、当該最終指定親会社等が保有する株式等エクスポージャーのリスク特性を表すのに入手可能かつ有効な限りにおいて、最も長期の標本期間にわたるデータが用いられていること。

三　所要自己資本の額の算出に当たって、保守的かつ統計的に信頼できる推計結果を得るのに十分なデータが用いられていること。

四　第一号に掲げる市況の悪化を考慮する結果、関連する長期の市況又は景気の循環における潜在的な損失の推計が保守的に導出されていること。

五　内部モデル及び推計に用いるデータその他所要自己資本の額の算出の過程に加える調整が、保守的かつ一貫性のあるものであって、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ　内部モデルによる推計の際に、当該最終指定親会社等の保有する株式等エクスポージャーに関連する景気後退期を含む長期のデータを用いていない場合は、内部モデルに適切な調整が加えられたものであること又は内部モデルの推計結果が長期のデータを用いた場合と同様に保守的かつ実際的なものとなるよう入手可能なデータの実証分析に基づき様々な要因に調整が加えられていること。

ロ　バリュー・アット・リスク・モデルを構築する際に、四半期より短いデータを四半期データと同等なものへと変換して用いる場合は、当該変換手法が実証的根拠に基づく適切なものであること。

ハ　データが不十分な場合又は適切な推計が困難となるような技術的制約がある場合は、推計値が適切となるように保守的な修正が加えられていること。

六　内部モデルが、当該最終指定親会社等の保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオの信用リスクの特性及び複雑性に見合ったものであること。

七　株式等エクスポージャーの収益率のボラティリティを推計するに当たって、利用可能で関連のある重要なデータ及び手法が用いられており、かつ、次に掲げる要件のすべてが満たされていること。

イ　抽出標本の数及びデータ期間が、当該推計値が正確かつ頑健であることを信頼させるに足りるものであること。

ロ　収益率のボラティリティを推計するに当たっては、標本バイアス及び生存者バイアスを抑制するために、適切な措置が取られていること。

八　厳格かつ包括的なストレス・テストが実施されていること。

九　内部モデルが次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ　一般的な市場リスク及び当該最終指定親会社等が保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオに特有のリスクその他の株式等エクスポージャーの収益に関するすべての重要なリスクを適切に捕捉できるものであること。

ロ　過去の価格変動を適切に説明し、潜在的な集中の構成の程度及び変化を捕捉し、かつ、市場環境の悪化に対して頑健なものであること。

ハ　推計に用いるデータとして抽出されたエクスポージャーの母集団が、最終指定親会社等が保有する株式等エクスポージャーの母集団と類似又は合致したものであること。

十　分散・共分散法その他の手法により株式等エクスポージャーのポートフォリオの明示的な相関を内部モデルに組み込む場合は、当該相関が実証分析によって裏付けられていること。

十一　個別の株式等エクスポージャーと代理変数、市場指標及びリスク・ファクターを紐付ける場合は、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ　当該紐付けの方法は信頼するに足りるものであって、確からしく、かつ、概念的に健全なものであること。

ロ　紐付けの手法及び過程が、当該最終指定親会社等が保有する個別の株式等エクスポージャーに対して適切であることが理論的及び実証的な根拠によって裏付けられていること。

ハ　当該最終指定親会社等の保有に係る株式等エクスポージャーの収益率のボラティリティを推計するに当たって、人的判断が定量的手法と組み合わされている場合は、定量的手法では考慮されなかった関連する重要な情報が人的判断において考慮されていること。

十二　ファクター・モデルを使用する場合は、当該ファクター・モデルは、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ　使用されるリスク・ファクターは、当該最終指定親会社等の保有に係る株式等エクスポージャーのポートフォリオに固有のリスク特性を捕捉するのに十分なものであること。

ロ　使用されるリスク・ファクターは、当該最終指定親会社等の保有に係る株式等エクスポージャーの主要な部分が属する市場の適切な特性に対応したものであること。

ハ　一般的な市場リスク及び当該最終指定親会社等の保有に係る株式等エクスポージャーに特有のリスクを捕捉できることその他の当該リスク・ファクターの選択の適切性が実証的な分析によって裏付けられていること。